



子育て医療応援事業について



健康保険に加入しているお子さまが病気やケガで医療機関等を受診したときに、保険診療の自己負担分の全額を助成します。

1. 対象となるお子さま

- (1) 須崎市に住民票があること
- (2) 健康保険に加入していること

次のような場合は対象になりません

- ・健康保険に加入していない場合
- ・生活保護、重度心身障害者、ひとり親家庭医療費助成制度の対象である場合
- ・児童福祉施設などに入所している場合

2. 助成内容

0歳児から18歳（満18歳に達した日以降の最初の3月31日）までの保険診療自己負担額

注1) 助成対象とならない医療費

- ①健康保険が適用されないもの（予防接種料、健康診断料、薬の容器代、文書料、差額ベッド代など）
- ②学校管理下での負傷又は疾病など、独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付の対象となるもの

3. 助成方法

- (1) 高知県内の医療機関にかかるとき

○国保・国保組合に加入の方

健康保険証、医療費受給者証を医療機関の窓口で提示すると、保険診療の自己負担額を支払わずに受診できます。

○社会保険に加入の方

健康保険証、医療費受給者証及び福祉医療費請求書を医療機関の窓口で提示すると、保険診療の自己負担額を支払わずに受診できます。



- (2) 高知県外の医療機関にかかるとき

健康保険の自己負担分を支払った後、須崎市に支給申請をすると、自己負担した医療費の払い戻しが受けられます。



【裏面もご覧ください】

4. 申請により払い戻しを受ける場合

次の場合は、申請手続きが必要です。自己負担した医療費の払い戻しを受けられます。

- (1) 受給者証の交付前に受診したとき
- (2) 高知県外の医療機関で受診したとき
- (3) やむを得ない理由により受給者証を提出できずに受診したとき

【申請に必要なもの】

- ①医療機関 ・ 保険薬局の領収書 ②健康保険証 ③受給者証 ④認め印
- ⑤保護者の普通預金口座番号のわかるもの

注 1) 領収書には次の内容が必要です。

(受診者、受診日、保険診療分の金額と点数、病院等の領収印)

注 2) 補装具の支払については、「医師の装具装着必要証明書」、「業者の代金領収書」、「保険給付の金額が確認できる書類」を添えて申請してください。

注 3) 申請の期限

受診された月から 2 年間の間に申請してください。



5. 変更手続きについて

次の場合は届出が必要です。

- (1) 加入している健康保険に変更があったとき
- (2) 住所、氏名が変わったとき
- (3) 受給者証をなくした時
- (4) 保護者（申請者）の変更があったとき

【変更の手続きに必要なもの】

- ① 認め印（朱肉を使うもの）②健康保険証・医療費受給者証（なくした場合を除く）



6. 受給者証を返していただくとき

次の場合は資格を喪失しますので、受給者証をお返しく下さい。

- (1) 市外へ転出されるとき
- (2) 健康保険の資格がなくなったとき
- (3) 生活保護、重度心身障害者、ひとり親家庭医療費助成制度の対象になったとき
- (4) 有効期間がきたとき

注) 受給資格がなくなった後に受給者証を使用された場合は、助成した医療費を市へ返還していただくことになります。

(問い合わせ先) 須崎市役所子ども・子育て支援課

子育て医療担当 TEL (0889) 42-1229

